

東海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第4号

東海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

東海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年東海市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。